

鹿児島県第4期障害福祉計画 (概要版)

平成27年3月



目次

第1	計画の趣旨	1
第2	計画期間中において重点的に取り組む施策	2
第3	第3期計画の実績	6
第4	本県の障害者の現状	9
第5	第4期計画の成果目標	11
第6	指定障害福祉サービスの見込量と確保策	13
第7	地域生活支援事業	15
第8	障害児支援体制の確保	16
第9	サービス等従事者の確保又は資質向上のために講ずる措置	17
第10	計画の達成状況の点検及び公表等	17

第1 計画の趣旨

(1) 計画の趣旨及び目的

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の必要量、その確保のための方策等を定めることで、総合的かつ計画的にサービス提供体制の確保を図る

(2) 計画の位置付け

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して策定
- ・ 障害者基本法に基づく「鹿児島県障害者計画」の実施計画としても位置付け、重点的に取り組む施策についても併せて規定

(3) 計画の基本理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 障害を理由とする差別の解消の推進

(4) 計画の期間

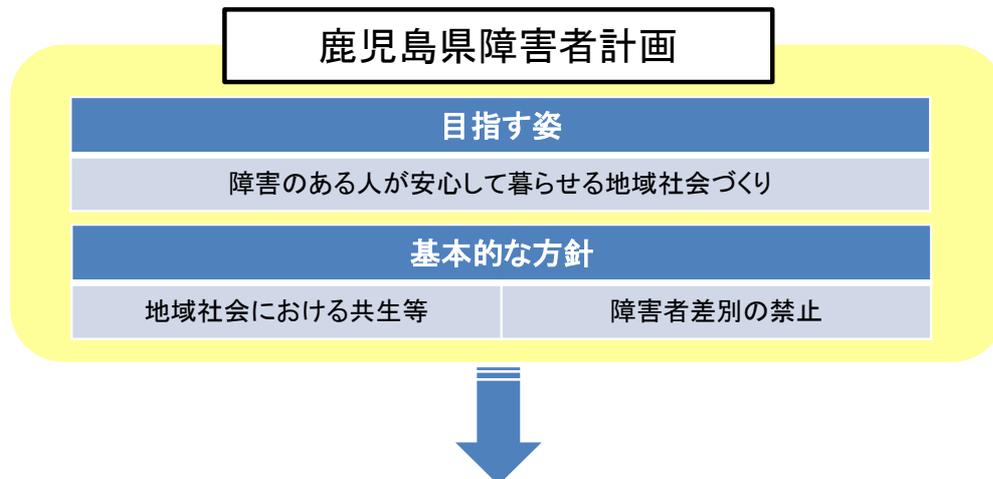
平成27年度～平成29年度

(5) 圏域の設定

県地域振興局・支庁の所管区域を単位とする「障害保健福祉圏域」を設定

圏域名	圏域を構成する市町村
① 鹿児島	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村
② 南薩	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
③ 北薩	阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町
④ 始良・伊佐	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
⑤ 大隅	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町
⑥ 熊毛	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町
⑦ 奄美	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

第2 計画期間中において重点的に取り組む施策



鹿児島県第4期障害福祉計画

県民の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発活動の推進 ・発達障害・高次脳機能障害・難病に対する理解促進
障害者差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の広報・啓発活動の推進 ・障害者差別解消法の施行に向けての取組
障害福祉サービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ・人材の育成 ・地域の自立支援協議会の充実
地域移行の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「住まいの場」としてのグループホームの整備促進 ・精神障害者の地域移行等の支援
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・芸術活動への参加促進 ・全国障害者芸術・文化祭の開催 ・身体障害者補助犬の給付・広報
まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化の促進 ・パーキングパーミット制度の推進
障害児の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域療育支援体制の整備 ・子育て支援に係る施策との連携 ・教育との連携 ・特別な支援が必要な障害児に対する支援 ・障害児通所支援事業所及び障害児入所施設における障害児支援
雇用・就業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援の充実 ・工賃向上の推進

(1) 県民の理解促進

① 広報・啓発活動の推進

- ・ 障害や障害者等に対する理解促進のための、広報媒体を活用した広報・啓発活動の実施

② 発達障害・高次脳機能障害・難病に対する理解促進

- ・ 見た目には障害があることが分かりにくい発達障害，高次脳機能障害，難病についての理解促進
- ・ 障害者総合支援法の対象となる難病（対象疾病）についての周知

(2) 障害者差別の禁止

① 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の広報・啓発活動の推進

○ 広報・啓発活動の推進

○ 相談体制

- ・ 障害を理由とする差別に関する相談に対応する，「障害者くらし安心相談員」の配置（障害福祉課・大隅地域振興局・大島支庁）

○ 紛争解決の手続

- ・ 知事に対するあっせんの申立て
- ・ 「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」によるあっせん
- ・ あっせん案を受諾しない者等に対する知事の勧告・公表

② 障害者差別解消法の施行に向けての取組

- ・ 県職員が事務又は事業を行うに当たり，障害者等の権利利益を侵害しないようにするための対応要領の策定
- ・ 国が事業者のために定めることとしている，障害者等の権利利益を侵害しないようにするための事業分野別の指針（ガイドライン）の広報・啓発

(3) 障害福祉サービス提供体制の充実

① 相談支援体制の充実

- ・ 地域の自立支援協議会，「県地域連絡協議会」を活用した，市町村，相談支援事業所，障害福祉サービス事業所，基幹相談支援センター等による相談支援ネットワークの構築
- ・ 総合的な相談支援体制の中核的役割を担う，基幹相談支援センターの設置の促進

② 人材の育成

- ・ 障害福祉サービス事業所等の職員に対する研修の実施
- ・ 市町村職員に対する研修の実施

③ 地域の自立支援協議会の充実

- ・ 「県地域連絡協議会」，「県障害者自立支援協議会」との連携や，「県内アドバイザー」の派遣による，地域の自立支援協議会の活性化，地域における相談支援体制・サービス提供体制の整備・充実

(4) 地域移行の支援

① 「住まいの場」としてのグループホームの整備促進

- ・ 障害福祉施設整備事業による，新設，改修等の費用の一部補助
 - ・ グループホーム利用者に対する，居住に要する費用を助成する制度の活用の促進
- ② 精神障害者の地域移行等の支援
- ・ 医療機関における退院支援と，地域の生活支援サービスの有機的な連携を図るための「精神障害者地域移行・地域定着推進会議」を県保健所に設置
 - ・ 市町村，地域の自立支援協議会に精神保健福祉部会等の設置を促進し，地域のネットワーク体制を構築
 - ・ 精神障害者及び家族の個別支援，当事者の集い，家族支援教室等の居場所づくり等の取組，高齢精神障害者のための介護保険部局との連携強化について，保健所等を通じて助言等を実施
 - ・ 関係機関への情報提供や研修会等の実施

(5) 社会参加の促進

- ① スポーツ・芸術活動への参加促進
- ・ 「県障害者スポーツ大会」の開催，「全国障害者スポーツ大会」への派遣
 - ・ 平成32年度に本県で開催予定の「第20回全国障害者スポーツ大会」の準備
 - ・ 「県障害者自立交流センター」におけるスポーツ教室の開催
 - ・ 「県障害者自立交流センター」における文化教室の開催
 - ・ 文化教室作品展示会，「ふれあいコンサート」の実施，「友愛フェスティバル」等への助成
- ② 全国障害者芸術・文化祭の開催
- ・ 平成27年度に本県で開催予定の「第15回全国障害者芸術・文化祭かごしま大会」の準備，開催
- ③ 身体障害者補助犬の給付・広報
- ・ 身体障害者補助犬の給付，意義・役割等についての理解促進

(6) まちづくりの推進

- ① バリアフリー化の促進
- ・ 広報・啓発活動の推進
 - ・ 公共的施設等における，障害者等に配慮した施設整備の促進
- ② パーキングパーミット制度の推進
- ・ 制度の周知，事業所に対する協力依頼による普及推進

(7) 障害児の支援

- ① 地域療育支援体制の整備
- 市町村域での支援体制
- ・ 障害の早期発見のための，乳幼児健診におけるスクリーニング技術の向上等に関する支援等
 - ・ 健診等で要経過観察となった児童等に対する，親子教室や児童発達支援事業による療育の場の提供

- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所，小中学校等の関係機関との連携の促進
 - 障害保健福祉圏域での支援体制
 - ・ 児童発達支援センターや障害児等療育支援事業所の充実
 - ・ 県地域振興局・支庁や医療機関，児童発達支援センター等による，地域の療育関係機関等への支援体制の構築
 - こども総合療育センターの役割と地域との連携
 - ・ 発達障害の診断や専門的な支援の実施
 - ・ 市町村や地域の療育関係機関等に対する助言，指導
 - ・ 関係機関が連携した重層的なネットワークの構築，県下全域での療育支援体制の整備・充実
 - ・ 障害児支援の専門機関としての機能の向上
 - ② 子育て支援に係る施策との連携
 - ・ 「子ども・子育て支援事業支援計画」等に基づく各種施策との緊密な連携
 - ③ 教育との連携

就学時及び卒業時における支援の円滑な移行のための，教育関係機関，障害児通所支援事業所，障害福祉サービス事業所，障害者就労・生活支援センター等との緊密な連携の促進
 - ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援
 - ・ 医療的ケアが必要な障害児に対する支援のための，福祉，医療，教育等の関係機関の連携の促進，児童発達支援事業等の基盤整備の強化
 - ・ 在宅で医療的ケアが必要な障害児を介護する家族に対する支援のための，休養の機会等を確保するときに必要な経費の助成
 - ・ 虐待を受けた障害児等に対する支援のための，障害児入所施設における小規模グループによる療育，心理的ケアの提供体制の整備
 - ⑤ 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設における障害児支援
 - ・ 児童一人一人のニーズに応じた支援が提供されるよう，機能充実のための研修機会の確保，指導・助言の実施
 - ・ 認定こども園・幼稚園・保育所に在籍しながら，障害児通所支援事業所を利用している児童の保護者の経済的負担の軽減
- (8) 雇用・就業の支援
- ① 就労支援の充実
 - ・ 「障害者就業・生活支援センター」と雇用，福祉，教育等の関係機関との連携強化
 - ② 工賃向上の推進
 - ・ 障害者就労施設等が製作する物品及び提供する役務についての，技術指導に伴う品質向上等による工賃向上の推進
 - ・ 県調達推進方針に基づく，全庁的な障害者就労施設等からの調達の推進
 - ・ 障害者就労施設等が連携，協働して組織する共同受注窓口の体制の確立の支援

第3 第3期計画の実績

(1) 平成26年度目標値に対する実績

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値 (H26)	中間結果 (H25)	達成率	備考
(A) 施設入所者数	4,061人			平成17年10月1日の全施設入所者数
【目標値】 (B) 地域生活移行者数	891人	803人	90.1%	(A)のうち、平成26年度までに施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
	21.9%	19.8%		移行者数割合(B)/(A)
(C) 新規入所者数		201人		
【目標値】 (D) 削減見込	517人	602人	116.4%	(A)に対する平成26年度末段階での削減見込数 (B)-(C)
	12.7%	14.8%		(D)/(A)
入所者数		3,459人		平成26年度末段階での施設入所者数 (A)-(B)+(C)

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	目標値 (H26)	中間結果 (H24)	達成率	考え方
【目標値】 1年未満入院者の平均退院率	66.9%	65.0%	97.2%	平成17年度から平成21年度における平均退院率の平均値より7%相当分増加させる。
【目標値】 5年以上かつ65歳以上の退院者数	490人	336人	68.6%	平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を平成23年度よりも20%増加させる。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値 (H26)	中間結果 (H25)	達成率	備考
【目標値】 一般就労移行者数	54人	108人	200.0%	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (下段は、平成17年度の一般就労移行者数18人に対する倍率)
	3倍	6倍		
	12.0%	15.2%		

(2) 指定障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとのサービス見込量に対する実績

区分	単位	見込量			実績		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26
① 訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	68,720	72,281	76,701	44,444	48,493	51,415
	人	2,170	2,364	2,618	1,841	2,017	2,124
② 日中活動系サービス							
生活介護	人日	76,144	79,982	83,457	96,283	99,633	103,313
	人	3,731	3,908	4,077	4,760	4,930	5,089
自立訓練（機能訓練）	人日	922	1,071	1,188	1,776	1,074	873
	人	67	80	89	101	58	51
自立訓練（生活訓練）	人日	8,410	9,475	10,303	7,553	6,829	6,007
	人	453	508	558	487	473	425
就労移行支援	人日	10,463	11,889	13,182	8,087	7,856	7,572
	人	534	598	663	421	432	424
就労継続支援（A型）	人日	6,561	7,236	7,851	8,648	11,568	14,975
	人	392	427	461	477	615	790
就労継続支援（B型）	人日	50,047	54,263	58,760	52,337	59,212	66,143
	人	2,840	3,072	3,319	3,164	3,542	3,902
療養介護	人	83	88	99	461	463	458
短期入所	人日	4,949	5,200	5,633	4,598	5,418	5,496
	人	682	723	769	526	614	649
③ 居住系サービス							
共同生活援助 共同生活介護	人	1,458	1,595	1,735	1,465	1,632	1,745
施設入所支援	人	3,564	3,554	3,544	3,405	3,459	3,432
④ 相談支援							
計画相談支援	人	583	1,100	1,787	167	967	1,693
地域移行支援	人	376	390	410	2	7	3
地域定着支援	人	367	383	397	0	0	1

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 平成26年度実績は、平成26年4月から9月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

(3) 地域生活支援事業の種類ごとの見込量に対する実績

事業名	単位	見込量		実績	
		H24	H25	H24	H25
① 専門性の高い相談支援事業					
発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	1	1	1	1
	利用者数	700	700	941	841
高次脳機能障害者支援センター事業	設置数	1	1	1	1
	相談件数	200	200	298	422
	研修開催回数	1	1	3	3
	研修会参加者数	200	200	284	242
② 広域的な支援事業					
県相談支援体制整備事業	実施箇所数	1	1	1	1
県自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1	1
障害児等療育支援事業	実施箇所数	9	9	9	9
③ 人材育成事業					
相談支援従事者研修	研修開催回数	1	1	1	1
	研修会参加者数	100	100	143	144
サービス管理責任者研修	研修開催回数	1	1	1	1
	研修会参加者数	300	300	502	437
行動援護従事者研修	研修開催回数	1	1	1	1
	研修会参加者数	30	30	23	18
手話通訳者養成研修事業	研修開催回数	2	2	2	2
	研修会参加者数	40	40	25	23
盲ろう者通訳養成研修事業	研修開催回数	2	2	2	2
	研修会参加者数	20	20	20	19
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	研修開催回数	3	3	1	1
	研修会参加者数	90	90	4	4
障害程度区分認定調査員等研修事業	研修開催回数	10	10	17	31
	研修会参加者数	360	360	249	543
④ その他事業					
生活訓練等事業	事業数	7	7	7	7
障害者IT総合推進事業	実施箇所数	1	1	1	1
	利用者数	30	30	31	28

第4 本県の障害者の現状

(1) 身体障害者

① 年齢別身体障害者手帳交付状況

項目	平成 23 年度末		平成 25 年度末		H25/H23
		構成比		構成比	
18 歳 未 満	1,487	1.4%	1,466	1.4%	98.6%
18～64 歳	28,297	26.6%	26,338	25.2%	93.1%
65 歳 以 上	76,491	72.0%	76,850	73.4%	100.5%
計	106,275	100.0%	104,654	100.0%	98.5%

② 内容・程度別身体障害者手帳交付状況（平成 25 年度末）

項目	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	3,359	2,337	564	462	861	617	8,200
聴 覚 障 害	419	2,716	1,406	2,188	62	4,245	11,036
言 語 障 害	40	91	531	289	0	0	951
肢 体 不 自 由	12,369	13,292	10,511	12,928	4,926	2,459	56,485
内 部 障 害	15,762	332	5,822	6,066	0	0	27,982
計	31,949	18,768	18,834	21,933	5,849	7,321	104,654

(2) 知的障害者

① 年齢別療育手帳交付状況（平成 25 年度末）

項目	平成 23 年度末		平成 25 年度末		H25/H23
		構成比		構成比	
18 歳 未 満	3,031	18.7%	3,216	18.7%	106.1%
18～64 歳	11,209	69.1%	11,710	68.0%	104.5%
65 歳 以 上	1,984	12.2%	2,284	13.3%	115.1%
計	16,224	100.0%	17,210	100.0%	106.1%

② 年齢・程度別療育手帳交付状況

項目	重度	中・軽度	計
18 歳 未 満	1,104	2,112	3,216
18～64 歳	5,596	6,114	11,710
65 歳 以 上	1,324	960	2,284
計	8,024	9,186	17,210

(3) 精神障害者

① 年齢別精神障害者保健福祉手帳交付状況

項目	平成 24 年度末		平成 25 年度末		H25/H24
		構成比		構成比	
18 歳 未 満	48	0.5%	69	0.7%	143.8%
18 ～ 64 歳	7,648	82.3%	7,710	80.8%	100.8%
65 歳 以 上	1,593	17.2%	1,767	18.5%	110.9%
計	9,289	100.0%	9,546	100.0%	102.8%

② 程度別精神障害者保健福祉手帳交付状況

項目	平成 23 年度末		平成 25 年度末		H25/H23
		構成比		構成比	
1 級	292	3.2%	287	3.0%	98.3%
2 級	6,877	76.8%	7,211	75.5%	104.9%
3 級	1,788	20.0%	2,048	21.5%	114.5%
計	8,957	100.0%	9,546	100.0%	106.6%

③ 入院・通院別状況（実数）

項目	平成 23 年度末	平成 24 年度末	H24/H23
入 院 患 者	9,145	9,058	99.0%
通 院 患 者	19,636	20,576	104.8%
計	28,781	29,634	103.0%

(4) 難病等患者

難病による障害福祉サービスの支給決定者数（平成 25 年度）：39 人

※ 障害者手帳の取得などにより障害福祉サービスの支給が決定した者を除く

(5) 発達障害児

発達障害が疑われる子どもの数（平成 26 年 4 月 1 日現在）：約 1 万 2 千人

※ 本県及び文部科学省が実施した実態調査結果に基づき、平成 26 年 4 月 1 日現在の
保育所・幼稚園、小・中学校に在籍する児童・生徒数から推計

(6) 障害福祉サービス利用者数

障害者手帳所持者数と障害福祉サービス利用者数

項目	H21 末	H22 末	H23 末	H24 末	H25 末
手 帳 所 持 者 数	128,706	130,599	131,456	132,332	131,410
サービ利用者数	10,146	11,260	12,463	12,240	13,020
サービス利用者割合	7.9%	8.6%	9.5%	9.2%	9.9%

第5 第4期計画の成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行

項目	数値	考え方
(A) 平成25年度末時点の施設入所者数	3,459人	平成25年度末時点において福祉施設に入所している障害者の数
(B) 平成29年度末時点の施設入所者数	3,351人	平成29年度末時点において福祉施設に入所している障害者の数
【目標値】 (C) 地域生活移行者数	415人	(A)のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数 【国指針：平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上】
	12.0%	移行者数割合(C) / (A)
【目標値】 (D) 入所者の削減見込	108人	平成25年度末時点と比較した平成29年度末時点の施設入所者数の削減見込み(A) - (B) 【国指針：平成25年度末時点から4%以上削減】
	3.1%	施設入所者数の削減割合(D) / (A)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	現状	数値	考え方
【目標値】 入院後3か月時点の退院率	51.9%	58.4%	【国指針：平成29年度において64%以上】
【目標値】 入院後1年時点の退院率	85.1%	88.3%	【国指針：平成29年度において91%以上】
【目標値】 在院期間1年以上の長期在院者数	6,402人	18.0% 5,250人	【国指針：平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上削減】

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の数	7	平成29年度末までに整備する地域生活支援拠点等の数 【国指針：市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 一般就労移行者数

項目	数値	考え方
平成24年度の就労移行者数	87人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成24年度に一般就労に移行した者の数
【目標値】 就 労 移 行 者 数	174人 2倍	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：平成24年度実績の2倍以上】

イ 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	425人	平成25年度末時点における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	651人 5割増	平成29年度末時点における就労移行支援事業の利用者数 【国指針：平成25年度実績から6割以上増加】

ウ 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

項目	数値	考え方
平成29年度末時点の就労移行支援の事業所数	75	平成29年度末時点における就労移行支援の事業所数
平成29年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数	38	平成29年度末時点における就労移行率が3割以上の事業所数
【目標値】 就 労 移 行 率 が 3 割 以 上 の 事 業 所 の 割 合	5割	平成29年度末時点における就労移行率が3割以上の事業所の全体に対する割合 【国指針：5割以上】

第6 指定障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとのサービス見込量

区分	単位	実績			見込量		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
① 訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	44,444	48,493	51,415	54,295	57,347	60,590
	人	1,841	2,017	2,124	2,249	2,386	2,533
② 日中活動系サービス							
生活介護	人日	96,283	99,633	103,313	107,444	111,744	116,212
	人	4,760	4,930	5,089	5,292	5,505	5,723
自立訓練（機能訓練）	人日	1,776	1,074	873	880	889	898
	人	101	58	51	51	52	52
自立訓練（生活訓練）	人日	7,553	6,829	6,007	6,066	6,127	6,189
	人	487	473	425	427	433	436
就労移行支援	人日	8,087	7,856	7,572	8,782	10,187	11,817
	人	421	432	424	492	568	661
就労継続支援（A型）	人日	8,648	11,568	14,975	17,371	20,150	23,375
	人	477	615	790	916	1,062	1,232
就労継続支援（B型）	人日	52,337	59,212	66,143	73,417	81,493	90,458
	人	3,164	3,542	3,902	4,331	4,807	5,335
療養介護	人	461	463	458	463	468	473
短期入所（福祉型）	人日	4,598	5,418	5,496	5,772	6,235	6,737
	人	526	614	649	663	716	774
短期入所（医療型）	人日				164	175	186
	人				39	42	44
③ 居住系サービス							
共同生活援助	人	1,465	1,632	1,745	1,918	2,112	2,320
施設入所支援	人	3,405	3,459	3,432	3,405	3,378	3,351
④ 相談支援							
計画相談支援	人	167	967	1,693	2,488	2,612	2,743
地域移行支援	人	2	7	3	51	65	81
地域定着支援	人	0	0	1	42	56	71

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

※ 平成26年度実績は、平成26年4月から9月までで推計

※ 平成24年度及び平成25年度の「共同生活援助」については、「共同生活介護」を含む。

※ 平成24年度から平成26年度の「短期入所（福祉型）」については、「短期入所（医療型）」を含む。

(2) 見込量確保のための方策

・ 障害者基幹相談支援センターの設置の促進

地域の相談支援体制の中核的役割を担う拠点として、障害者等に対する総合的かつ専門的な相談支援や相談支援事業者への指導や助言を行う、基幹相談支援センターの設置を促進

・ 相談支援ネットワークの構築

地域の総合的な相談支援体制の整備・充実を図るため、県障害者自立支援協議会や県地域連絡協議会、県内アドバイザー派遣による指導・調整等の広域的支援により、地域の自立支援協議会の活性化を図り、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等によるネットワークの構築を促進

・ 相談支援従事者研修

計画相談・地域移行・地域定着支援を行う相談支援専門員の人材を育成するため、相談支援従事者研修を実施

・ サービス管理責任者等研修

個別支援計画の作成、職員への技術指導や助言等を行うサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の人材を育成するため、サービス管理責任者等研修を実施

・ 同行援護従事者養成研修

視覚障害者等の外出時の移動に必要な情報提供、介護等に関する知識及び技術を習得する人材を育成するため、同行援護従事者養成研修を実施

・ 強度行動障害支援者養成研修

自傷、他害行為などの強度行動障害者等への適切な支援、知識及び技法を習得する人材を育成するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を実施

第7 地域生活支援事業

○ 地域生活支援事業の事業内容

① 専門性の高い相談支援事業

ア 発達障害者支援センター運営事業

- ・ 発達障害者及びその家族等からの発達に関する相談や、就労・生活に関する相談に対する専門的な指導や助言の実施
- ・ 地域において発達障害に携わる者を対象とした研修会等の実施による人材の育成

イ 高次脳機能障害者支援センター事業

- ・ 高次脳機能障害者支援に関する医療機関の連携強化を進めるために、支援拠点病院（鹿大病院霧島リハビリテーションセンター）及び各地域に支援協力病院を配置し、行政や就労支援機関等との連携を図りながら支援体制を整備
- ・ 就労・生活に関する相談及び支援等を行う相談支援事業所や就学支援に向けた教育機関とのネットワークの充実

② 広域的な支援事業

ア 県相談支援体制支援事業

- ・ 県障害者自立支援協議会や県地域連絡協議会、県内アドバイザー派遣による地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことによる地域の自立支援協議会の活性化

イ 障害児等療育支援事業

- ・ 訪問療育指導及び外来療育指導の実施や保育所等の職員に対する療育技術の指導
- ・ 県子ども総合療育センター等との連携を図り、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる体制の整備

③ 人材育成事業

サービス等の質の向上を図るため、相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修等を実施

④ その他事業

ア 生活訓練等事業

オストメイト社会適応訓練事業、脊髄損傷者生活訓練事業等

イ 障害者ITサポートセンター運営事業

障害者ITサポートセンターを拠点として、IT利活用を支援

ウ 情報支援等事業

(ア) 手話通訳者設置事業

(イ) 字幕入り映像ライブラリー設置事業

(ウ) 盲ろう者通訳介助員派遣事業

エ 社会参加促進事業

スポーツ・芸術活動に関する事業の実施や要約筆記者の養成等

第8 障害児支援体制の確保

(1) 障害児を対象としたサービスの種類ごとのサービス見込量

区分	単位	実績			見込量		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
① 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	10,336	16,897	19,389	24,020	27,521	31,249
	人	1,510	2,320	2,575	3,303	3,762	4,221
放課後等デイサービス	人日	9,516	12,613	16,705	21,985	25,645	29,496
	人	1,141	1,283	1,647	2,075	2,400	2,742
保育所等訪問支援	人日	3	40	54	284	401	528
	人	3	31	43	136	188	245
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	21	21	21
	人	0	0	0	2	2	2
② 障害児入所支援							
福祉型児童入所支援	人	139	132	139	139	139	139
医療型児童入所支援	人	77	77	76	76	76	76
③ 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	40	336	753	1,102	1,295	1,532

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 平成26年度実績は、平成26年4月から9月までで推計

※ 「人日」とは、(月間の利用者数) × (平均利用日数)

(2) 見込量確保のための方策

① 地域の自立支援協議会の活性化

② 相談支援従事者研修

③ 児童発達支援管理責任者研修

④ 発達障害地域支援専門員の養成

⑤ 障害児支援に係る関係機関への支援

- ・ 地域において障害児支援の主体的な役割を担う市町村や療育関係機関等に対する指導、助言などの専門的支援を実施

⑥ 障害児入所支援

- ・ 18歳以上の者が入所する障害児入所施設について、今後の施設の方向性等についての指導・助言の実施等による、円滑な事業移行の推進及び必要数の確保

第9 サービス等従事者の確保又は資質向上のために講ずる措置

- (1) サービスの提供に係る人材の研修
 - ・ 相談支援従事者研修，サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修等を実施
- (2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
- (3) 事業者に対する指導
- (4) 障害者等に対する虐待の防止
 - ・ 県に「障害者権利擁護センター」を設置
 - ・ 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の普及啓発
- (5) サービス等利用計画の評価の促進

第10 計画の達成状況の点検及び公表等

- (1) 計画の定期的な調査，分析及び評価並びに必要な措置
 - ・ 計画の成果目標及び活動指標となる見込量について，少なくとも1年に1回その実績を把握
 - ・ 障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら，計画の中間評価として，分析・評価を実施（県障害者施策推進協議会・県自立支援協議会の意見）
 - ・ 必要があると認めるときは，計画の変更や事業の見直し等の措置
- (2) 第4期計画の策定経緯

時期	内容
平成26年5月15日	国の策定指針告示
平成26年7月4日	市町村に対する第4期計画策定に係る説明会
平成26年8月～10月	市町村に対するサービス見込量等調査
平成26年9月～11月	障害者団体等への聞き取り調査等
平成26年12月19日	第1回県自立支援協議会（骨子案協議）
平成26年12月22日	第1回県障害者施策推進協議会（骨子案協議）
平成27年2月6日	第2回県障害者施策推進協議会（素案協議）
平成27年2月9日	第2回県自立支援協議会（素案協議）
平成27年2月～3月	パブリックコメント実施
平成27年3月11日	県議会環境厚生委員会に対する計画案説明
平成27年3月末	第4期障害福祉計画決定